

1. 平成24年第2回郡上市議会臨時会議事日程（第2日）

平成24年4月26日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第114号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第115号 郡上市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第116号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について

日程5 議発第8号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程6 報告第2号 専決処分報告について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文

農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会計管理者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には、4月の17日開会以来、それぞれの出務御苦労さまでございました。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承願います。

(午前 9時29分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、3番 森喜人君、4番 田代はつ江君を指名いたします。

◎議案第114号について（委員長報告・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第114号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件は総務委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

4月17日の平成24年第2回郡上市議会臨時会において付託されました条例議案1件について、4月18日、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告をいたします。

条例議案。

議案第114号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、市長、副市長及び教育長の給料の減額に係る特例条例の改正を一つの条例で行うこと、改正内容は市長10%、副市長、教育長が5%の減額を引き続き継続すること、ただし市長は任期が4月10日のため4月分の減額ができないので、5月給料で4月減額分もあわせて差し引くこととしたいとの説明がありました。

委員から他の自治体の減額事例について質問があり、人事課長から、昨秋現在で県下21市中11市が減額措置を行っており、減額率は5から20%との説明がありました。

給料の減額に係る基本的な考え方と本則の減額について質問があり、市長からは市長の職務の重さにつり合う報酬を一般論として軽々に減ずることは慎重であるべきと考えるが、自分の任期中は現下の財政状況にもかんがみ、特例によって減ずる方法をとりたいこと、また今後、地方交付税の縮減や国家公務員の給料を2年間8%減額させて復興財源に充てるとしており、地方公共団体においてもそれぞれの判断で適切な措置を講じられたいとしていることの推移をとらえて、減額率の見直しを行うこともあり得るとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成24年4月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 今、減額の措置の理由を市長さんがこの委員会で報告されたと思うんですけども、あと市長10%、あと副市長5%、教育長も5%と、5%と10%の違い、見解の違いはいかなるもののでしょうか。いかなる理由でしょうか。

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 委員長として、委員会としては特別触れておりませんし、一応以前の今までの例に沿ってということでありましたので、もし執行部のほうで説明あればお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 日置市長。日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず市長10%、副市長、教育長5%としておりますのは、市の財政運営等についての責任の重さといえますか、そういうものを一つは私としては勘案をしたつもりでございます。

それからまたもう一つは、これはそれぞれの職務に応じた給料のあり方という意味と、それからもう一つは、一定の生活を保障するという意味からしましても、私の場合はこれだけ10%削減をしても、なおかなりの額にあるわけでございますが、仮に副市長、教育長等について10%の削減とか、同率のような削減をした場合には、非常に一般職の、例えば部長等の給料とも非常に近くなってくるという意味で、私としては市長と同率の削減をするということは適当でないというふうに判断をしているものでございます。

なお、他市においても、市長と副市長等との間の減額率については、そうした一定の差を設けているというのが通常でございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 責任の重さを考慮すると、それと生活と。それは生活におきましては各個人の問題でありまして、市長の本給、そして教育長、また副市長、これもまた条例に定められる本給を全額、満額でいえば決められとるわけでございます、それに対するパーセントですから、初めから同じ給与を決められておって、同額の、それから引くというのであれば、責任の重さと言えるかもしれませんが、初めの本給の違いがあるところから10%、5%というのは、この中にも書いてありますけど、基本的な考えとして本則での減額についての質問があったと。そこで軽々に減ずることは慎重であるべきと考えるという中で、個々の理由は立たないということを私は思いますし、責任の重さ上の5%、10%といたしても、基本給が違うことから、それは一つの定義から考えると、同じ率を下げられるべきというふうに私は思いますが、再度お答えいただけますか。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) これは見解の違いかと思えますけれども、私としては副市長や教育長に対して比較して、かなり高額な給料が本則として定められておる市長としましては10%削減、そしてまた副市長、教育長については、私は5%削減ということで、私自身としては適切な判断であるというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) そうしましたら意見を申し上げたいと思いますが、こうした条例を決めることに当たりまして、市民の方からの目線を考えますと、これはもちろんここで議論することではございませんが、議員の報酬はいかにということにも及ぶと、そういう市民の世論はですね。

そうしたときに、一定の重さの責任を感じるところから見たら、私たちにしても、そうした道義的なことを考えます。そうした場合においての、このことは本当に副市長さんや教育長さんが生活上、本当にこれでえらくなるのかわかりませんが、そういった理由も今申してみえましたので、そのあたりも今後は考えながら行っていただきたいと思えます。

以上です。

○議長(清水敏夫君) そのほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） では討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第115号について（委員長報告・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第115号 郡上市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件は文教民生常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） それでは、文教民生常任委員会の報告書を読みます。

4月17日開催の平成24年第2回郡上市議会臨時会において審査を付託されました条例関係1件について、4月18日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告します。

条例関係。

議案第115号 郡上市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、長寿者褒賞対象者の在住要件等を改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から褒賞内容の質問があり、祝状、祝金10万円と花束であるとの説明がありました。また、満100歳に達した日と褒賞の授与日とのタイムラグについて質問があり、原則誕生日、またはその前日に対象者の都合により調整の上授与している。お祝いの授与方法は、市長が自宅または入所施設等へ訪問し、直接渡している。振興事務所長も随行しているとの説明がありました。

地域活性化のためにも、祝金10万円を市内共通商品券としてほしいとの要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会といたしましては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成24年4月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 報告が終わりましたので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第116号について(委員長報告・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程第4、議案第116号 平成24年度郡上市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本件は予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

予算特別委員長、17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) おはようございます。それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

4月17日開催の平成24年第2回郡上市議会臨時会において付託をされました議案第116号 平成24年度郡上市一般会計補正予算(第1号)について、4月18日に予算特別委員会を開催し審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

本委員会は、議案第116号 平成24年度郡上市一般会計補正予算(第1号)について慎重に審査をいたしました。審査の結果、全会一致で原案を可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の結果について報告をいたします。平成24年4月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会予算特別委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長(清水敏夫君) 報告が終わりましたので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第8号について(委員会付託)

○議長(清水敏夫君) 日程第5、議発第8号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から会議規則第75条の規定により、本会議の開催日程等議会の運営に関する事項について、及び各常任委員会から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付してありますとおり申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎報告第2号について(報告)

○議長(清水敏夫君) 日程6、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成24年4月26日提出、郡上市長 日置敏明。

専決第1号 専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年4月18日。

1、損害賠償による和解の内容、平成24年2月9日午前10時20分ごろ、郡上市高鷲町鮎立地内において、公用車が減速しようとした際、路面凍結のためスリップし、車両引き上げ作業を行っていた相手方車両に衝突した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、9万6,000円でございます。

○議長(清水敏夫君) 質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) それでは、以上で報告第2号を終わります。

◎市長あいさつ

○議長(清水敏夫君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、市長よりごあいさつをいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今回、私どものほうから提出させていただきました議案につきまして、すべて御議決をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会におきまして、議会におかれましても、議長、副議長さん初め、また各委員会構成ということで、新たな議会の体制が決まったわけでございます。また、私どもも副市長、教育長、監査委員の選任につきましても御同意をいただきました。これで執行部、そして議会側の体制が整ったわけでございますし、また予算につきましても、今回追加的に出させていただきました予算の御議決をいただいたことによって、平成24年度の予算の体制が整ったわけでございます。

平成24年度、新年度に向けて、私どもも懸命に市民の皆さんの負託にこたえてまいりたいというふうに思います。新しく構成をされました議会の皆様方の御指導、御鞭撻をお願いをいたしたいというふうに思います。

また間もなく6月に招集をされるであろう議会が間もなくでございますけれども、それまでの間、議員の皆様方には御健康に留意をされまして、御活躍をされますことを祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長(清水敏夫君) それでは、平成24年第2回郡上市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、改選後初めての議会でありまして、正副議長を初め議会構成を決めていただきました。

浅学非才、不肖私がこの郡上市議会の議長の重責を担わさせていただくことになりましたが、議員各位並びに執行部の皆様のご格別の御教示と御指導をぜひぜひお願いを申し上げたいと思います。

議員各位を初め、日置市長初め執行部の幹部の皆様方、職員も含めまして、それぞれ健康に留意をされまして、郡上市の発展のために、次代へ引き継げる郡上市づくりのために、それぞれの立場

で邁進をさせていただきたいと思ひますし、またそれぞれの御活躍を心から御祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上でもって、本日の会議を閉じます。

平成24年第2回郡上市議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前 9時54分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江